

令和 6 年度

京都市生活安全（防犯・交通事故防止）実施計画

※ 重点戦略(3つの柱)ごとに掲載

高齢者を狙った特殊詐欺被害の防止など、個々の犯罪への対策をきめ細かに実施していくとともに、犯罪に繋がる可能性のある行為（消費者トラブルなど）への取組も進めるなど、犯罪抑止・交通事故防止のための環境づくりを推進していきます。

- 1 -

5	不法投棄監視カメラ等貸与	常習的な不法投棄に悩む地域団体に対して、一定の要件を満たす場合に監視カメラ等を貸与し、地域の不法投棄防止に対する自主的な取組を支援する。	H19		常習的な不法投棄に悩む地域団体に対して、一定の要件を満たす場合に監視カメラ等を貸与する。	環境政策局	まち美化推進課
6	地下鉄駅構内の防犯カメラの活用	駅に設置している防犯カメラを活用し、駅構内の安全性の確保を図る。	S56 (防犯カメラの設置)		地下鉄全31駅に設置している防犯カメラを活用し、駅構内の安全性を図る。	交通局	高速鉄道部運輸課
7	高齢者あんしんお出かけサービス事業～小型GPS端末機の貸出～	認知症高齢者が外出して戻れなくなった場合に、対象高齢者の位置を特定する小型GPS端末機を貸し出し、GPS端末機からの電波を受信することで、家族等に速やかに現在位置を知らせることにより、未然に事故等を防ぐとともに、また、当該サービスの対象高齢者等が他人にケガをさせたり他人のものを壊したりする等して法律上の損害賠償責任を負った場合に備え、日常生活賠償保険を付帯し、認知症高齢者とその家族等が安心して暮らせる環境を整える。	H13		＜実施方針＞ 認知症高齢者とその家族が安心して暮らせる環境を整えるため、本サービスの利用促進を図る。 ＜実施内容＞ 認知症高齢者が外出し、戻れなくなったときに、その高齢者が身に付けている小型GPS端末機からの電波を受信することで当該高齢者の位置を特定し、家族等に速やかに現在位置を知らせることにより、事故等を未然に防止し、高齢者の家族等が安心して暮らせる環境を整える。 家族等からの位置検索依頼は、京都市内に設置した24時間対応の位置検索センターで受け付け、行方不明高齢者の位置情報を電話又はファックスにより提供する「問合せ検索方式」型端末と、スマートフォン等の汎用端末で自己検索が可能な「自己検索方式」型端末機の選択制としている。 また、対象高齢者等が他人にけがをさせたり、物を壊したりする等して本人や家族等が法律上の損害賠償責任を負った場合に、上限3億円の補償が受けられる日常生活賠償保険を付帯している。	保健福祉局	健康長寿企画課
8	有害環境の浄化活動の推進	青少年の成育環境の改善を図るため、青少年育成団体が実施する非行防止、犯罪予防、有害環境浄化活動などの事業に対して助成・支援を行うとともに、青少年の非行問題に取り組む活動や社会を明るくする運動など、地域団体の取組支援を行う。	不明		＜実施方針＞ 青少年の健全育成を図るため、青少年育成団体との連携により、有害環境の浄化活動を推進する。 ＜実施内容＞ ①少年を明るく育てる京都大会への参画 ②社会を明るくする運動の推進	子ども若者はぐみ局	育成推進課
9	「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進	歩道整備が困難な都心部の細街路において、安全でゆとりのある歩行空間を確保するため、幹線道路に囲まれた地域を「歩いて楽しいまちなかゾーン」に設定し、交通管理者等と連携して、ゾーン対策を実施する。	H24		＜実施方針＞ 人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進している「歴史的都心地区」（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通で囲まれた地区）を参考として、周辺エリア（北西側地区、北東側地区）において、引き続き、対策を拡大する。 ＜実施内容＞ 幹線道路から細街路への出入口部等において、「歩いて楽しいまちなかゾーン」であることを明示する舗装のカラー化の実施。 カラーライン等による車線幅員の狭小化や自転車走行推奨箇所の明示。令和6年度は工事実施なし。	建設局	道路環境整備課
10	事故防止専門コンサルタントによる全運転士への安全運転研修	輸送の安全は交通事業者の最大の使命であるとの認識のもと、事故の削減、事故の未然防止のため、直営営業所全運転士を対象に事故防止重点研修を実施する。	H26		令和5年度の研修内容及び有責事故の発生傾向等を踏まえたうえで、直営営業所全運転士に対し、外部コンサルティングを活用した安全運転研修を実施し、事故防止に向けた意識改革を図る。	交通局	自動車部運輸課

11	安全運転訓練車(セーフティサポート研修)	運転士に安全運転訓練車を走行させることにより、安全確認の状況をはじめ、車間距離の確保や運転操作の状況、乗り心地等を映像やデータで記録し、それらを運転士に提示することで、自らが持つ弱点や癖に気付かせることができるものであり、運転士に対する「指導の見える化」が図られ、更なる事故防止と快適な乗り心地の提供を実現するものである。	H29		安全運転訓練車を用いた研修について、これまでの研修結果をもとに、安全に対する意識改革及び運転技術の向上、有責事故件数のさらなる削減を図る。	交通局	自動車部運輸課
12	総合的な自転車政策の推進	「京都市自転車総合計画2025」に基づき、これまで効果を上げてきた安心・安全対策や放置自転車対策等については継承し、充実強化を図るとともに、京都市を取り巻く状況を踏まえ、様々な観点から自転車の活用を推進することにより、自転車利用者も歩行者等も、安心・安全に行き交うことができ、自転車を通じて生活を更に豊かにできるまちづくりを目指す。	R3	R7	<実施方針> 「京都市自転車総合計画2025」に基づき、総合的な自転車政策を推進する。 <実施内容> ①自転車ルール・マナーの周知徹底 ・サイクルセンターを活用した各種自転車安全教室・イベントの実施等 ・「共に学ぶ！スマイルサイクルクラブ」の開催 ・自転車ルール等啓発冊子「Enjoy自転車life in Kyoto」(一般向け及び子ども向け)の配布 ・京都市自転車安全利用推進企業制度の運用 ・自転車総合サイト「サイクルサイト」等の広報ツールを活かしたルール・マナー啓発 ②自転車走行環境の整備 ・京都市内での矢羽根整備 ③駐輪場の整備(放置自転車対策) ・民間自転車等駐車場整備助成金等による駐輪場の整備 ・既存駐輪場における平置きスペースの確保や2段ラックの更新 ・放置の発生状況に応じたフレキシブルな撤去及び啓発の実施 ④多様な場面での自転車の活用 ・レンタサイクル事業者等との連携による自転車利用ルール・マナーの向上 ・京都市レンタルサイクル事業者認定制度(R5末時点 18事業者) ・シェアサイクル事業者と連携した更なるサイクルポートの増加(令和6年3月末時点:約1,100箇所) ・災害発生時における自転車活用の推進	建設局	自転車政策推進室
13	児童の移動経路交通安全対策事業	令和元年5月、滋賀県大津市で保育園児等を巻き込む交通事故が発生したことを受け、市内の保育園児や幼稚園児などが散歩や園外活動などで日常的に利用する道路において、事故を未然に防ぎ、歩行者等の安全性を向上させるために必要な対策を行う。	R1		【子ども若者はぐくみ局】 <実施方針及び内容> 令和2年度に行った児童の移動経路の安全点検結果をもとに、関係機関で共有し、必要な交通安全対策について検討を行う。そのうえで、電柱幕の設置を行う箇所については、令和6年度中の設置完了を行う。また、令和2年度分と並行して、新規で申請があったものは随時、設置作業を進めていく。 【建設局】 <実施方針> 令和3年3月に策定した「京都市通学路・児童の移動経路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携して子どもの交通安全確保を図る。 <実施内容> 市内の子育て支援施設から挙げられた危険が想定される箇所に対し、「児童の移動経路交通安全推進部会」の枠組みを活用し、安全対策を行う。 <取組の重点> 点検や対策の検討・実施を進めるとともに、対策後の効果の把握や対策の改善・充実を図る。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、児童の移動経路の安全対策を図る。	子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室 育成推進課 子ども家庭支援課 幼保総合支援室
						建設局	土木管理課

14	児童福祉施設等における安全確保について	保育園(所)、児童館、学童保育所、児童養護施設等の各施設における安全マニュアルの作成等、子どもの安全確保や安全教育の取組を推進する。	不明	未定	<実施方針及び内容> 【保育園(所)等】 ・所外保育における事故防止にかかる注意喚起及び、救命講習受講の呼びかけを行う。 ・プール活動、水遊びにおける事故防止にかかる注意喚起及び、救命講習受講・様々な状況を想定した訓練実施の呼びかけを行う。 ・事故報告については、引き続き、必要に応じて指導を行いながら、各園の報告を安全対策に役立てられるよう、フォームによる集計・分析のうえ各園に周知する。 【児童館・学童保育所等】 ・避難訓練を適切に実施しているかを、監査により確認する。 ・児童館及び学童クラブ事業実施施設に対し、安全管理に係る研修を実施する。 ・各施設において、利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定する(法令上、令和5年度から努力義務化、令和6年度から義務化される。) 【児童養護施設等】 ・避難訓練を適切に実施しているかを、監査により確認する。 ・児童養護施設等における安全配慮・安全指導の実施、施設や遊具の環境整備を行う。 ・障害児施設における利用児童の被害抑止のため、事業所職員に対する研修等を行う。	子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室 育成推進課 子ども家庭支援課 幼保総合支援室
15	ドライバー異常時対応システムの導入	運転士が、運転中の体調急変などにより安全運転の継続が困難となった場合、お客様が運転席後部客席側にある非常ブレーキボタンを押すことにより、車両を自動停止させる「ドライバー異常時対応システム」を搭載した車両を導入する。	R1		車両更新に伴い導入する市バス車両9両について、「ドライバー異常時対応システム」を搭載した車両とする予定 (令和5年度末:230両/810両)	交通局	自動車部技術課
16	安全性確保が必要な市バス停留所の安全対策	国の「バス停留所安全性確保合同検討会」において確認された横断歩道や交差点に近接する市バス停留所について、地域の自治会・警察・道路管理者の協力を得ながら順次検討し、状況に応じた安全対策を実施していく。	R2		国の「バス停留所安全性確保合同検討会」において確認された横断歩道や交差点に近接する市バス停留所について、地域の自治会・警察・道路管理者の協力を得ながら順次検討し、状況に応じた安全対策を実施していく。	交通局	自動車部技術課
17	公園整備の推進	都市公園は、子どもから高齢者まで様々な人が利用するため、設計段階から利用者の意見を取り入れるなど、安心・安全に利用できるよう配慮し、防災上も問題がないように整備を進める。	不明		<実施方針> 【公園の整備方針】 ①階段やスロープ等各種構造物について、安全に利用できるように規格・寸法・材質等に配慮 ②死角をつくらないような樹木の配置や種類を考慮して整備 ③照明灯は、夜間の安全性・防犯性を考慮して整備 ④隣地との境界構造物は、安全性・防犯性に配慮して整備 ⑤便所は、利用者の安全性・防犯性に配慮して整備 <実施内容> 次の都市公園の整備を行う。 久世橋公園 <取組の重点> 前年度に引き続き、安心して利用できるよう配慮し、防災上も問題がないように整備を進める。	建設局	みどり政策推進室

	18	地下鉄車両への車内防犯カメラの設置	車内防犯カメラは、犯罪の抑止効果が期待できるとともに、事案発生時には、録画データが事後の状況把握や警察の捜査に役立つことから、令和7年度までに導入する烏丸線新型車両及び令和6年度から令和10年度にかけて烏丸線・東西線の既存車両に車内防犯カメラを設置し、安全対策の強化を図る。	R4	R10	令和6年度に導入する烏丸線新型車両2編成及び烏丸線既存車両1編成、東西線既存車両1編成に対して車両防犯カメラを設置する。	交通局	高速車両課
--	----	-------------------	---	----	-----	--	-----	-------

(2)市民一人一人の防犯力、交通事故防止力の向上							
No.	事業名	事業概要	開始 年度	終了 年度	令和6年度の実施計画	所属	
						局名	所属名
19	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	様々な情報媒体を活用した市民等の防犯意識向上のための広報啓発活動を推進する。	H28		チラシの作成や防犯活動をわかりやすくまとめた京都市公式HPの更新、京都市公式SNSによる発信など、市民等の防犯意識向上のための広報啓発活動を推進する。	文化市民局	くらし安全推進課
20	交通安全啓発活動の推進	市民一人一人に交通安全知識の普及及び浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることによって交通事故を防止するため、交通安全市民運動等を推進する。	S46		<実施方針> 京都市交通安全基本条例に基づき、市民、事業者、警察、行政のパートナーシップの下、交通安全市民運動等を推進する。 <実施内容> ・各区交通安全対策協議会等を中心とした交通安全市民運動 ・市民運動と併せて実施する違法駐車等の防止に向けた指導・啓発(No.2「違法駐車等防止対策事業の推進」を参照。) ・高齢運転者事故防止支援事業(No.31「高齢運転者事故防止支援事業」を参照)	文化市民局	くらし安全推進課
						行財政局	サービス事業推進室
21	消費者啓発、消費者相談	・学校、地域、家庭等、発達段階やライフステージに応じた多様な場を活用するとともに、年齢層に応じた啓発手法を採り入れることで、生涯を通して切れ目のない消費者教育を推進する。 ・消費生活に関する情報提供をより一層強化するとともに、消費者被害に遭いやすい高齢者等に対し、地域の様々な主体が、高齢者が消費者被害に巻き込まれないように目配り、気配りするシステムを構築する。 ・消費生活相談等の実施に当たっては、相談員の総合的な資質の向上等により相談機能の強化を図るとともに、消費生活総合センターの認知度向上のため、市民しんぶん等のあらゆる方法で周知広報することで、誰もが相談できる環境の整備を図る。	不明		【主な消費者啓発事業】 ・「京・くらしの安心安全情報」、センターホームページ、フェイスブック、ツイッター等、様々な媒体を用いた情報発信を行う。 ・消費生活専門相談員等を講師として派遣する出前講座を実施するほか、地域での消費生活に関する啓発活動の核となる「京・くらしのサポーター」との協働による啓発活動を推進する。 ・大学コンソーシアム京都のコーディネート科目として、大学において消費生活講座を開講する。 ・高齢者等の見守りを行う各地域包括支援センター等とこれまで以上に連携強化を図るため、引き続き各行政区で実施されている権利擁護ネットワーク会議等に積極的に参画し、消費者安全確保地域協議会の設置を目指す。 ・成年年齢引下げを踏まえ、小・中・高等学校や関係機関等との連携の下、幼児期から高齢者までの様々なライフステージに応じて体系的・効果的に消費者教育を推進する。 【主な消費者相談事業】 ・消費生活専門相談員による消費生活相談(平日午前9時～午後5時)を実施する。 ・多重債務者の相談専用ダイヤルを設置し、相談員が助言や情報提供を行うほか、弁護士による多重債務特別相談を実施する。 ・解決困難な相談を対象に、弁護士、相談員及び事務職員でサポートチームを構成し、相談の早期解決を目指す「消費者サポートチーム事業」を実施する。	文化市民局	消費生活総合センター

【再掲】

22	配偶者等からの暴力の根絶	平成23年10月に開所した京都市DV相談支援センターを中核的施設として、相談や自立支援等に取り組むとともに、配偶者間などにおける暴力を許さない社会づくりのための啓発を行う。	H13		<実施方針> 京都市DV相談支援センター等において、被害者支援に引き続き取り組むとともに、配偶者等からの暴力の防止に関する啓発を幅広く実施する。 <実施内容> ①京都市DV相談支援センター等における相談、自立支援の継続実施 ②児童相談所及び子どもはぐみ室との連携、研修会の充実、DV対策と児童虐待対策の一体的な啓発・広報の実施 ③関係機関とのネットワーク体制の充実・強化、研修の実施 ④女性に対する暴力をなくす運動実施期間等における啓発の推進 ⑤民間シェルター等への補助 ⑥DV被害者を対象とした市営住宅特定目的優先入居の継続実施 <取組の重点> 安全な居場所を一時的に確保しつつ専門的・ニーズに沿った支援を切れ目なく実施している民間シェルター運営団体の先進的な取組に交付金を交付する。	文化市民局	共生社会推進室
23	薬物乱用防止啓発事業の推進	大麻、麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物乱用を防止するため、薬物事犯の状況を把握し、薬物乱用防止啓発講習会の実施及び啓発資材やポスターの配布等により、市民への危険な薬物の正しい情報発信に努める。	不明		<実施方針> 市内の中学生や高校生が大麻所持で逮捕される等、大麻使用が低年齢化していることから、大麻を含めた薬物乱用の拡がりに強い危機感を持ち、関係機関・団体との一層の連携を図り、啓発等の取組を充実・強化していく。また、薬物乱用の撲滅に向け、市民ぐるみ・地域ぐるみで薬物乱用を許さない地域づくりを推進していく。 <実施内容> ・本市職員(薬事監視員)の講師派遣、講習会を実施 ・啓発資材の貸出・啓発資材の提供 ・啓発ポスターの作成及び掲示 ・情報発信 ・ワークショップの実施 ・啓発動画の作成	保健福祉局	医療衛生企画課
24	京都市子ども保健医療相談・事故防止センターの運営	子どもたちが安全かつ健やかに育成することができる社会の形成に資するため、子育てに関する保健医療上の課題の解決に向け、保健医療相談や子どもの事故防止普及など保健医療の観点から総合的に取り組む。	H16		<実施方針> 本センターは、子どもたちが安全かつ健やかに育成することができる社会の形成に資するため、子育てに関する保健医療上の課題の解決に向け、保健医療相談や子どもの事故防止普及など保健医療の観点から総合的に取り組む。 <取組の重点> ・子どもセーフティハウスの見学等の体験学習を通じて、子どもの事故予防に関する知識の普及を図る。また、来館者のみならず、「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」を4箇月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に「出産お祝いレター」とともに届け、乳幼児の事故防止の普及強化を図る。 ・また、こどもみらい館(3階ロビー)にて事故予防啓発コーナーを開設し、来館者に「窒息」「転倒・転落」「洗濯機による事故」「誤飲」についての事故防止を啓発する。 さらに、市内の子育て機関等に対し、子どもの事故予防等に関する出張講座により普及を図っていく。	子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課

25	地域ぐるみで子どもを守る安全対策等の推進	学校敷地内や通学路などでの子どもの安全を確保するため、学校・家庭・地域・警察等関係機関との連携のもと、総合的、系統的な子どもの安全対策等を推進する。	不明		①スクールガード・リーダーによる巡回指導 警察官OBまたは教員OBである地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）により、登下校時の巡回パトロールの実施や学校安全ボランティアの取組について専門的な考え方の助言等を行う。 ②学校安全ボランティアへの支援 ボランティア保険に加入する費用を京都市が負担。	教育委員会	体育健康教育室
26	幼稚園、学校における安全確保や安全教育の強化	子どもが健康で安全な生活を営むために必要な生活習慣や態度を養い、心身の調和的発達を図るため、不測事態の危険回避能力を養う等の安全教育の充実を図る。	不明		①安全教育副読本「安全ノート」による指導 子どもが、自らの行動や身のまわりに存在する様々な危険を予測・回避して、安全に行動できることを目指し、「交通安全」「災害安全」「生活安全」の三領域について、安全教育副読本「安全ノート」を活用し、発達段階に応じ系統的に指導を行う。 ②セーフスクール推進事業 学校・家庭・地域が連携した組織的・体系的な安全教育の在り方について、学校教育活動全体を通じた研究を行う。（令和6年度の研究指定校は検討中）	教育委員会	体育健康教育室
27	通学路安全対策の推進	地域関係団体やPTA、警察機関等との連携により、子どもの安全な通学を確保するという観点から、地域の交通情報や道路等の条件を勘案して設定している通学路において、地域ぐるみで交通安全及び防犯対策指導を実施する。	不明		・京都市通学路・児童の移動経路交通安全プログラムに基づく対策 教育委員会、各土木事務所、各警察署、子ども若者はぐくみ局、区役所が参画する「通学路安全推進部会」において各関係機関に寄せられた通学路の危険個所における課題をもとに合同点検や対策内容の検討を行い、各機関においてそれぞれ必要な対策を講じる。	教育委員会	体育健康教育室
28	放火防止対策の推進	常に火災原因の上位である放火火災を減少させるため、あらゆる機会を通じて放火火災防止に関する意識の高揚を図り、地域住民、事業所、行政機関等が一体となって「放火されないまちづくり」を推進する。	H13		＜実施方針＞ 市民、消防団、関係機関と協力し、放火されない環境づくりを行う。 ＜主な実施内容＞ ①地域での放火防止の取組の推進 ②放火火災予防デーにおける放火防止啓発 ③放火の発生状況に応じた放火防止特別警戒の実施 ④各署（分署）で作成している放火火災対応計画等の見直し・検証の実施	消防局	予防課

29	シンナー等吸引・薬物乱用防止対策の推進	国において、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平成30年8月)が策定され、学校における薬物乱用防止教育を一層推進することが求められている状況を踏まえ、本市では、全市立小学校・中学校・小中学校及び高等学校において「薬物乱用防止教室」を継続的に実施する等、薬物乱用防止教育の一層の推進に努めている。	H12		① 啓発ポスター等の配布 ② 「薬物乱用防止教育スタンダード」の活用 教職員の指導力の向上と組織的な取組の更なる充実に向け、小学校から高校まで薬物乱用防止教育を継続的・体系的に実施することができるよう、必要な教育内容を教科横断的な視点で組み立て、作成した指導資料を活用 ③ 「薬物乱用防止教室」の推進 警察及び関係機関等との連携のもと、全小学校・中学校・小中学校・高等学校で「薬物乱用防止教室」を開催予定。 ④ 薬物乱用防止教育にかかる教職員研修の実施 実際に指導にあたる小学校・中学校・小中学校・高等学校・総合支援学校の教職員を対象として、外部講師を招く等の講習会を実施(令和6年6月18日実施予定) ⑤ 「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」防煙教室の実施 中学校・小中学校(後期課程)を対象に「NPO 京都禁煙推進研究会」等との連携で講義や体験型の学習による喫煙防止教育を実施予定。	教育委員会	体育健康教育室
30	非行防止教室	少年非行、児童生徒の暴力行為及びいじめ等の課題解決に向け、京都府警察本部少年課少年サポートセンターの協力の下、子どもの規範意識を育むため、講師として学校に招いた警察官又はスクールサポーターが授業を行う。	H19		市立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・総合支援学校の全校での実施。	教育委員会	生徒指導課
31	高齢運転者事故防止支援事業	高齢運転者の交通事故事故防止の直接的な支援事業として、安全運転を継続いただくための高齢運転者及びその家族向けのイベントを実施するとともに、運転免許証自主返納の推進に向けた取組を実施する。	R2		<実施方針> 高齢運転者による交通事故の減少に向けて事業を実施する。 <実施内容> ① 高齢運転者事故防止支援事業「ドラとも体験フェア」(令和6年9月実施予定) 【高齢運転者と家族(大人)向け】 ・危険予測教育機器を活用した体験講座 ・フレイル予防講座 【家族(子ども)向け】 ・交通安全クイズ等のブース出展 ② 運転免許証自主返納の推進 運転免許証自主返納制度の内容をまとめたリーフレット等による周知啓発	文化市民局	くらし安全推進課

	32	高齢サポート(地域包括支援センター)における消費者被害の防止に向けた取組	高齢者の介護・福祉・健康・医療に関する相談窓口である市内61箇所の高齢サポート(地域包括支援センター)において、消費者被害の防止に関する普及啓発を行うとともに、相談業務において被害等の発生を確認した場合は、速やかに警察等に連絡のうえ、全区役所・支所、全高齢サポート及び消費生活総合支援センターに情報共有を行っている。	H26		<実施方針> 高齢者の介護・福祉・健康・医療に関する相談窓口である市内61箇所の高齢サポート(地域包括支援センター)において、消費者被害の防止に関する普及啓発を行うとともに、相談業務において被害等の発生を確認した場合は、速やかに警察等に連絡のうえ、全区役所・支所、全高齢サポート及び消費生活総合支援センターに情報共有を行う。 <実施内容> ・各高齢サポートでの消費者被害の防止被害に関する普及啓発活動 ・消費者被害の発生を確認した場合は、全区役所・支所、全高齢サポート及び消費生活総合支援センターに情報共有を行う。	保健福祉局	健康長寿企画課
--	----	--------------------------------------	--	-----	--	---	-------	---------

(3) 犯罪等による被害が生じた場合の被害者等の支援							
No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和6年度の実施計画	所属	
						局名	所属名
33	犯罪被害者支援策の推進	京都市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る。 ①犯罪被害者総合相談窓口（ワンストップ窓口）の運用 ②犯罪による生活困窮者に対する生活資金の給付 ③犯罪により従前の住居での居住が困難な被害者等に対する住居の提供等 ④犯罪被害からの早期回復のための心のケア ⑤通訳派遣など観光旅行者等への支援 ⑥大学等との連携 ⑦広報・啓発・教育活動	H11 （京都市犯罪被害者等支援条例はH23.4施行）		<実施方針> 「被害直後の支援」、「一定の生活回復に向けた支援」、「京都市の地域特性を生かした独自の取組」、「社会全体で犯罪被害者等を支える社会の構築に向けた取組」の4つの視点から、事業を実施する。 <実施内容> ①（公社）京都犯罪被害者支援センター（以下「支援センター」という。）内に設置した総合相談窓口を引き続き運用する。具体的には、犯罪被害者等に対して相談や必要な情報の提供を行うほか、本市の犯罪被害者等支援施策の窓口として、関係機関との連携等により、中長期に渡ってワンストップによる支援を行う。また、支援センターにおいて被害者への支援を行う被害者支援者（ボランティア）の質の向上を図る。 ②生活困窮者に30万円の生活資金を給付する。また、家事・介護・一時保育等の支援が必要となった者に費用の一部を助成する。 ③民間シェルターの入居（随時）、市営住宅の優先入居（年間4回募集）、民間住宅の情報提供（随時）等を実施する。 ④犯罪被害者等が精神医療を受診した際の医療費の一部を助成する。 ⑤外国人被害者への通訳派遣、他府県在住者への支援センターによる裁判代理傍聴など、本市で被害にあった観光旅行者や一時滞在者等を支援する。 ⑥犯罪被害者等に関する大学講義を（公財）大学コンソーシアム京都の単位互換科目とするなど、啓発や人材育成に連携して取り組む。 ⑦犯罪被害者等が置かれた状況や社会全体で支える重要性について、広く市民の関心と意欲を高めるため、警察や民間支援団体をはじめとする関係機関・団体と連携し、効果的な活動を展開する。	文化市民局	くらし安全推進課
34	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携	本市の犯罪被害者総合相談窓口である（公社）京都犯罪被害者支援センターで相談を受けた方を必要に応じて京都性暴力ワンストップ相談支援センター（以下「京都SARA」という。）へ繋ぐとともに、京都SARA連携会議に出席することで、連携体制の充実・強化に向けての協議等を行う。	H27		<実施方針> 犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けて京都SARA と連携する。 <実施内容> ①相談者の紹介 （公社）犯罪被害者支援センターで相談を受けた方を必要に応じて京都SARAへ繋ぎ、より効果的な支援を実施する。 ②京都SARA連携会議への参加 京都SARA連携会議に出席し、連携体制の充実・強化に向けての協議等を行う。また、日ごろから適宜情報共有を図り、積極的に連携していく。	文化市民局	くらし安全推進課

(4)その他							
No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和6年度の実施計画	所属	
						局名	所属名
35	繁華街における飲食店等による客引き行為等対策の推進	悪質な客引き行為者によって客引き行為等が繰り返され、市民や観光客の通行の妨げになるばかりか、不安や不快感を与えている状況があることから、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例(平成27年4月施行)」に基づき、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を全面的に禁止し、客引き行為等を行わせないようにするための取組を継続して実施する。	H27		①違反を繰り返す悪質な業者に対する各種対策の強化 令和2年4月より改正条例を施行し、各種対策を進めており、違反者は減少傾向にあるが、依然として客引き行為等を繰り返す悪質な業者がいることから、それら悪質業者に対しあらゆる角度からのアプローチを行い、客引き行為等の撲滅に向けた各種取組を進めていく。 ②自主的な活動に対する支援と地域団体との連携 商店会や地域団体等が実施する自主的なパトロールに対し、必要物品の支給などの支援を行うとともに、それら団体と連携した活動を実施する。 ③大学生対策を中心とした啓発の実施 客引き行為者の半数以上を占める大学生への対策を強化する。 ④繁華街を訪れる市民・観光客に向けた啓発 市内繁華街を訪れ、飲食店等を利用する市民や観光客に対し、「客引き店舗を利用しない」「客引きについていけない」ための啓発を実施。	文化市民局	くらし安全推進課
36	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進	「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例(平成19年6月施行)」に基づき、路上喫煙等禁止区域に市内中心部10路線を指定し、平成20年6月1日から区域内での違反者に対し1千円の過料を科している。平成22年7月1日に市内中心部の路上喫煙等禁止区域を拡大し、平成24年2月1日から京都駅地域、清水・祇園地域を路上喫煙等禁止区域に指定した。 その後、市民にとってよりわかりやすい条例となるよう、「路上喫煙等禁止区域」という区域名称を「路上喫煙等対策強化区域」に変更する改正条例を令和5年3月1日に施行した。	H19		<実施内容> ①路上喫煙等対策強化区域で違反者に過料処分及び指導を実施。 ②路上喫煙等対策強化区域外(※)で違反者に指導を実施。 ※市内全域で路上喫煙をしないよう努力義務あり ③路上喫煙等防止啓発推進員が路上喫煙防止の啓発活動を実施。 ④多言語対応ポスターや路面標示、公用車による音声啓発などの啓発活動を実施。 <取組の重点> ①路上喫煙等対策強化区域外での啓発強化。 ②観光旅行者等の通行者数の増加に伴い路上喫煙者数の増加が想定されるため、多言語対応ポスターやステッカー等を用いた啓発を強化する。	文化市民局	くらし安全推進課
						行財政局	サービス事業推進室
37	民泊通報・相談窓口の運営	違法・不適正な「民泊」の指導等を行うため、宿泊施設に関する市民等からの通報・相談を受け付ける「民泊通報・相談窓口」を運営する。	H28		<実施方針> 「民泊通報・相談窓口」を運営することにより、違法・不適正な「民泊」に関する情報を積極的に集め、宿泊施設の適正な運営の確保を図る。さらに、適法に「民泊」を開業したいという市民の相談に対応する。 <実施内容> 市民生活を最重要視し、市民の皆様と宿泊者の安全安心の確保や、京都にふさわしい良質な宿泊環境の整備のため、違法な「民泊」の根絶や不適正な「民泊」に対する通報等への対応を継続し、宿泊施設の適正運営の確保に向けた取組の徹底を図る。	保健福祉局	医療衛生企画課

		38	京都ストーカー総合対策ネットワーク会議への参画	京都府警察が開催する「京都ストーカー総合対策ネットワーク会議」に京都市関係課も出席。 「京都ストーカー相談支援センター」等の相談機関の周知や被害防止のための周知啓発などに連携して取り組む。	H29		<実施内容> ・令和6年7月5日「第11回京都ストーカー総合対策ネットワーク会議」(事務局:府警人身安全対策課)に出席。 ・京都府警察が教育委員会と共同制作した啓発チラシを京都市立の小・中・高・総合支援学校へ配布。痴漢やストーカー、盗撮などの性被害に対する注意喚起をお行う。 ・ストーカー相談支援センターの周知(本市HP)	文化市民局	くらし安全推進課	
--	--	----	-------------------------	--	-----	--	--	-------	----------	--

【柱２】地域における「見せる防犯」の拡大～防犯活動の活性化～

《施策の大きな方向性》

より多くの地域住民が防犯・交通安全活動に参加できるよう、あらゆる機会をとらえ、市民や事業者等に安心安全を「自分ごと」と考えるよう働きかけを行います。

また、地域住民同士で行う防犯パトロール活動だけでなく、例えば、玄関先への防犯標語の掲示やセンサーライトの設置など「見せる防犯」の取組を一人でも多くの市民・事業者等が実践し、犯罪企図者に「この地域には入りにくい」と思わせることで、市民一人一人の防犯力だけでなく地域全体の防犯力の向上を図っていきます。

より多くの地域住民が防犯・交通安全活動に参加できるよう、あらゆる機会をとらえ、市民や事業者等に安心安全を「自分ごと」と考えるよう働きかけを行います。

また、地域住民同士で行う防犯パトロール活動だけでなく、例えば、玄関先への防犯標語の掲示やセンサーライトの設置など「見せる防犯」の取組を一人でも多くの市民・事業者等が実践し、犯罪企図者に「この地域には入りにくい」と思わせることで、市民一人一人の防犯力だけでなく地域全体の防犯力の向上を図っていきます。

(1) 市民・事業者等が防犯活動等に積極的に参加できるための取組の推進							
No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和6年度の実施計画	所属	
						局名	所属名
39	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	地域防犯活動の支援などを行う。	H28		＜実施方針＞ 各区役所・支所において、地域防犯活動の支援等、地域特性に応じた取組を実施する。 ＜実施内容＞ 青色防犯パトロールやセンサーライト支援事業、花いっぱい運動など、地域特性に応じた取組を実施。	文化市民局	くらし安全推進課
40	市民活動総合センターの運営	市民による自主的なまちづくり活動が一層促進されるよう、特定の分野や領域を超えてNPOやボランティア団体等による市民活動を総合的にサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図る。	H15		＜実施方針＞ 生活安全の推進に取り組むNPO、市民活動団体を含む幅広い団体に活動の場を提供するとともに、下記内容の事業を展開する。 ＜実施内容＞ ①市民活動に関する情報収集・提供 （市民活動情報共有ポータルサイトの運営、機関紙やメルマガの発行等） ②市民活動に関する各種相談 （法人化や資金調達等に関する一般相談、会計や労務等に関する専門家無料相談等） ③市民活動団体等の育成（各種講座の開催、スモールオフィスの運営等） ④市民活動団体と地縁組織、企業、大学等との連携促進 （市民活動団体と地域団体の連携の促進、市民活動支援公開講座の開催等） ＜取組の重点＞ 市民活動総合センターを利用する市民による自主的なまちづくり活動が促進されるよう、必要な支援を行い、より一層の市民参加による事業展開を図る。	文化市民局	地域自治推進室
41	地域コミュニティ活性化策の推進	誰もがつながり、支え合う、多様な地域コミュニティの活性化に向けたまちづくりを進める。	H24		・平成24年4月に施行した「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進していく。 ・令和4年1月に策定した「京都市地域コミュニティ活性化ビジョン」に基づいて、具体的な施策を推進する。 ・誰もが「地域の一員」として安心して快適に暮らせる地域づくりを進めていくため、近年のICTツールの普及・拡大や地域課題への多様な主体の参画など時代の変化を見据えながら、「一人一人の多様性を踏まえた誰もが参加しやすい地域づくり」、「多様な地域の特性に即した地域活動の推進」、「多様な主体の連携・協働の促進」の3つの基本指針の下に、5つの推進項目を掲げて取組を進める。	文化市民局	地域自治推進室

【再掲】

42	「輝く学生応援プロジェクト」の展開	キャンパスプラザ京都1階を、様々な活動を行う学生の交流・連携の拠点（「学生の活動拠点＝学生Place+」）として活用し、学生が、大学の枠を越えて実施する、京都のまちの活性化につながる活動や社会貢献活動に対し、活動場所の提供や専門職員による助言など総合的な支援を行う。	H22		<実施方針> 京都市の人口の約1割に相当する約15万人の学生が持つエネルギーを高め、その力を京都のまちの活性化、「京都力」向上、未来の京都づくりに繋げるため、学生が大学の枠を越えて行う、京都のまちの活性化につながる活動に対し、総合的な支援を行う。 <実施内容> ①「学生Place+」において、活動場所の提供や備品等の貸出しを行う、学生団体の情報発信支援、専門コーディネーターによる助言・指導等により、総合的な支援を行う。 ②京都のまちで主体的に活動を行っている学生団体の活動を広くたたえ、後押しする機会として、「輝く学生応援アワード」を実施する。 ③「学生Place+」の導線の見直しなど、利便性の向上を図る。	総合企画局	総合政策室 大学政策担当
43	学区の安心安全ネット継続応援事業（補助金の交付）	学区の安心安全ネットで取り組まれる、防犯、地域福祉、防災、子どもたちの安全対策など、身近な安心・安全の確保のための活動を支援するため補助金を交付する。	H23		※区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算にて執行 学区の安心安全ネットで取り組まれる、防犯、地域福祉、防災、子どもたちの安全対策など、身近な安心・安全の確保のための活動を、補助金により応援する。	各区役所・支所	地域力推進室
(2) 地域における身近な防犯の目を増加させる取組の推進							
No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和6年度の実施計画	所属	
						局名	所属名
44	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	・「見せる防犯」普及促進事業 ・ドライブレコーダーが生み出す 京(みやこ)・安心安全推進プロジェクト ・「京(みやこ)の見守り大作戦」協力事業者の募集	H28		・「見せる防犯」普及促進にかかる広報等を行う ・庁内における公用車の「ドライブレコーダーが生み出す 京(みやこ)・安心安全推進プロジェクト」を継続して取り組む。 ・民間事業者と連携した安心安全推進事業「京(みやこ)の見守り大作戦」を継続して取り組む。	文化市民局	くらし安全推進課
45	自転車盗難防止パトロール	自転車の盗難が多発している地域（商業施設付近等）において、タスキを着用してパトロールを行い、公道上の駐輪自転車に盗難多発注意等の啓発札の取り付けを行うなど、効果的な指導・啓発を展開していく。	H29		自転車の盗難が多発している地域（都心部）において、タスキを着用してパトロールを行い、公道上の駐輪自転車に盗難多発注意等の啓発札の取り付けを行うなど、効果的な指導・啓発を展開していく。 また、自転車利用ルール・マナー指導・啓発及び違法駐車等指導・啓発と併せて自転車盗難防止パトロールを実施するなど必要に応じて活動を拡大していく。	行財政局	サービス事業推進室

【再掲】

【柱3】新たな社会情勢の変化に対応した取組の推進

《施策の大きな方向性》

急速に進化・多様化する情報通信社会とそれに伴うサイバー犯罪被害の危険性の深刻化や、新型コロナウイルス感染症等の流行による地域防犯活動に対する影響などを踏まえて取組を進めていく必要があります。

これに加え、訪日外国人の増加や入管法改正に伴う外国人労働者の受入れ拡大による市民生活や地域コミュニティの形の変化に対応した取組や、罪を償った人の地域社会での受入れなどによる再犯防止の取組などを推進することで、すべての人が安心・安全を感じることができるよう良い地域共生社会の実現を促進するなど、複雑化・多様化する社会状況の変化にあらゆる活動主体と連携し柔軟に対応してまいります。

さらに、地域等で取組を推進するに当たっての注意点や、やり方を工夫した取組の好事例、最新の犯罪情勢等、防犯・交通安全活動に役立つ情報を積極的に発信することで、新型コロナウイルス感染症のほか新たな社会的危機が今後発生しても粘り強くしなやかに対応し、どのような状況下においても「自分たちの地域は自分たちで守る活動」を継続・発展することができるよう、様々な取組を推進してまいります。

「施策の大きな方向性」

急速に進化・多様化する情報通信社会とそれに伴うサイバー犯罪被害の危険性の深刻化や、新型コロナウイルス感染症等の流行による地域防犯活動に対する影響などを踏まえて取組を進めていく必要があります。

これに加え、訪日外国人の増加や入管法改正に伴う外国人労働者の受入れ拡大による市民生活や地域コミュニティの形の変化に対応した取組や、罪を償った人の地域社会での受入れなどによる再犯防止の取組などを推進することで、すべての人が安心・安全を感じることができるよう良い地域共生社会の実現を促進するなど、複雑化・多様化する社会状況の変化にあらゆる活動主体と連携し柔軟に対応してまいります。

さらに、地域等で取組を推進するに当たっての注意点や、やり方を工夫した取組の好事例、最新の犯罪情勢等、防犯・交通安全活動に役立つ情報を積極的に発信することで、新型コロナウイルス感染症のほか新たな社会的危機が今後発生しても粘り強くしなやかに対応し、どのような状況下においても「自分たちの地域は自分たちで守る活動」を継続・発展することができるよう、様々な取組を推進してまいります。

さらに、地域等で取組を推進するに当たっての注意点や、やり方を工夫した取組の好事例、最新の犯罪情勢等、防犯・交通安全活動に役立つ情報を積極的に発信することで、新型コロナウイルス感染症のほか新たな社会的危機が今後発生しても粘り強くしなやかに対応し、どのような状況下においても「自分たちの地域は自分たちで守る活動」を継続・発展することができるよう、様々な取組を推進してまいります。

(1)急速に進化・多様化する情報通信社会への対応							
No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和6年度の実施計画	所属	
						局名	所属名
46	子どものスマホ・ゲーム機等の利用に関わる情報モラル教育及び保護者啓発	「京都はぐくみ憲章」の理念の下、スマホ等の危険性や依存性を正しく認識し、それら危険から身を守る力を身に着けるため、市民ボランティア(情報モラル市民インストラクター)をはじめ、学校・事業者等と連携した子ども向けの情報モラル教室や保護者・市民向けの情報モラル講座を実施するとともに、携帯電話会社の協力のもと、子どもや教職員、保護者向けのケータイ教室を実施するなど、各地域・学校等で周知・啓発活動を展開している。	情報モラル教室 H29講座 H20ケータイ教室 H19		「京都はぐくみ憲章」の理念の下、スマホ等の危険性や依存性を正しく認識し、それらの危険から身を守る力を身に着けるため、市民ボランティア(情報モラル市民インストラクター)をはじめ、学校・事業者等と連携した子ども向けの情報モラル教室や保護者・市民向けの情報モラル講座を実施するとともに、携帯電話会社の協力のもと、子どもや教職員、保護者向けのケータイ教室を実施するなど、各地域・学校等で周知・啓発活動を行う。	教育委員会	生涯学習部学校地域協働推進担当
47	消費者啓発、消費者相談	情報通信技術の普及や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、加速度的かつ不可逆的に進展するデジタル社会に対応した啓発や消費者教育に体系的に取り組む。	不明		【主な消費者啓発事業】 ・「京・くらしの安心安全情報」、センターホームページ、フェイスブック、ツイッター等、様々な媒体を用いた情報発信を行う。 ・消費生活専門相談員等を講師として派遣する出前講座を実施するほか、地域での消費生活に関する啓発活動の核となる「京・くらしのサポーター」との協働による啓発活動を推進する。 ・大学コンソーシアム京都のコーディネート科目として、大学において消費生活講座を開講する。 ・高齢者等の見守りを行う各地域包括支援センター等とこれまで以上に連携強化を図るため、引き続き各行政区で実施されている権利擁護ネットワーク会議等に積極的に参画し、消費者安全確保地域協議会の設置を目指す。 ・成年年齢引下げを踏まえ、小・中・高等学校や関係機関等との連携の下、幼児期から高齢者までの様々なライフステージに応じて体系的・効果的に消費者教育を推進する。 【主な消費者相談事業】 ・消費生活専門相談員による消費生活相談(平日午前9時～午後5時)を実施する。 ・多重債務者の相談専用ダイヤルを設置し、相談員が助言や情報提供を行うほか、弁護士による多重債務特別相談を実施する。 ・解決困難な相談を対象に、弁護士、相談員及び事務職員でサポートチームを構成し、相談の早期解決を目指す「消費者サポートチーム」を実施する。	文化市民局	消費生活総合センター
48	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	サイバー犯罪被害防止のための市民意識向上の取組を推進する。	R3		サイバー犯罪被害防止にかかる広報啓発活動を行う。 ・啓発チラシ(R3.4)の配布 ・HPを作成し、最新の手口や相談機関(IPA、京都府警察サイバー犯罪対策課等)、啓発物品を提示することで、被害防止につなげる。	文化市民局	くらし安全推進課

(2)すべての人が安心・安全を感じることができる地域共生社会の実現

No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和6年度の実施計画	所属	
						局名	所属名
49	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	観光客など京都を訪れる人の安心安全対策を推進する。	H28		観光客など京都を訪れる人の安心安全対策にかかる広報啓発活動を行う。	文化市民局	くらし安全推進課
50	再犯防止対策の推進	やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現に向けて、立ち直りに多くの困難を抱える犯罪等をした人等を地域社会で孤立させない切れ目のない支援等を国、民間団体等と緊密に連携協力して実施する。また、「京都市再犯防止推進計画」を策定し、本市における再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進する。	R3		＜実施方針＞ 「京都市再犯防止推進計画」に基づき、本市における再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、重点推進施策として以下の取組を行う。 ＜実施内容＞ ・刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進 ・ハンドブック「つなぐ つながる」を活用した相談・支援機関につなぎやすい環境整備 ・生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進 ・再犯防止・更正支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発 ・京都の文化力をいかした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起	保健福祉局	生活福祉課
51	子ども・若者総合支援事業	平成22年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、子ども・若者の社会的自立を目指し、幅広い分野の関係機関と連携の下、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた総合的な支援を実施する。	H22	未定	＜実施方針＞ 「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえ、働くこと、学校のこと、家庭のことなどの様々な悩みや困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた相談・支援を実施する。 ＜実施内容＞ 子ども・若者及びその家族からの相談に対応し、適切な関係機関の紹介など、相談者の状況に応じた必要な情報提供及び助言を行う「子ども・若者総合相談窓口」を運営する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
52	青少年活動センターにおける取組の推進	ユースサービス(青少年の自己成長の支援)を基本理念に、青少年が子どもから責任ある大人へと成長していくことを支援するため、青少年活動センターにおいて、居場所機能、育成機能、相談機能の3つの基本的機能に加え、センターごとに設定したテーマに基づいた特色ある事業を展開する。	S35	未定	＜実施方針＞ ユースサービス(青少年の自己成長の支援)を基本理念に、青少年が将来に夢と希望を持ち、「生きる力」を身につけ、社会を構成する担い手として様々な分野に挑戦し、活躍しながら大人へと成長することを支援していく。 ＜実施内容＞ 市内7箇所の青少年活動センターにおいて、センターごとに定めたテーマに基づく事業を実施する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課

【再掲】

53	多文化共生施策の推進	あらゆる市民が、異なる文化的背景や考え方、価値観等を認め合うとともに、外国籍市民等がもつ多様性を生かしたまちづくりを進めることができるよう、多文化に対する理解を促進する取組や多言語による相談対応等を実施する。	不明		＜実施方針＞ 京都市国際都市ビジョンに基づき、多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまちの実現に向けた取組を行う。 ＜実施内容＞ 京都市外国籍市民総合相談窓口での多言語による相談対応などのコミュニケーション支援に加え、異文化理解を促進する取組や啓発活動等を実施する。	総合企画局	国際交流・共生推進室	
54	観光客に向けたマナー啓発の実施及び「京都観光行動基準」の普及の促進	市民と観光客の安心・安全を確保し、市民生活と調和した持続可能な観光を実現するため、京都を訪れる観光客に対し、観光マナーを啓発する。 また、観光事業者・従事者等、観光客、市民が、お互いを尊重しながら、持続可能な京都観光をともに創り上げていくことを目指し策定した「京都観光行動基準（京都観光モラル）」の普及に向けた取組を通じて、交通事故防止等、安心・安全な京都観光を推進する。	H27		・「MIND YOUR MANNERS」等を活用し、旅マエから旅ナカまで一貫したマナーの周知啓発を実施。 ・持続可能な京都観光の実現に向けて、京都観光モラル等の普及・啓発を積極的に行い、京都観光行動基準に則した取り組みの輪の拡大を図る。	産業観光局	観光MICE推進室	
(3) 予測できない、突発的な危機にも対応し、絶やすことのない持続可能な防犯活動の推進								
No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和6年度の実組計画	所属		
						局名	所属名	
55	地域コミュニティ活性化策の推進	誰もがつながり、支え合う、多様な地域コミュニティの活性化に向けたまちづくりを進める。	H24		・平成24年4月に施行した「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進していく。 ・令和4年1月に策定した「京都市地域コミュニティ活性化ビジョン」に基づいて、具体的な施策を推進する。 ・誰もが「地域の一員」として安心して快適に暮らせる地域づくりを進めていくため、近年のICTツールの普及・拡大や地域課題への多様な主体の参画など時代の変化を見据えながら、「一人一人の多様性を踏まえた誰もが参加しやすい地域づくり」、「多様な地域の特性に即した地域活動の推進」、「多様な主体の連携・協働の促進」の3つの基本指針の下に、5つの推進項目を掲げて取組を進める。	文化市民局	地域自治推進室	【再掲】
56	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	・どのような状況下においても継続実施できる防犯活動の推進 ・地域等による取組の好事例や最新の犯罪情勢等の積極的な情報発信	H28		「見せる防犯」普及促進にかかる広報等を行う。	文化市民局	くらし安全推進課	【再掲】